

# 金ヶ崎町農業委員会議事録

令和7年1月17日午後1時30分から令和7年第1回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は19名で次のとおりである。

第1番委員	坂井 聡	第11番委員	高橋 新 一
第2番委員	小野 まり子	第12番委員	佐藤 新 浩
第3番委員	宮本 賢	第13番委員	佐藤 祝 弘
第4番委員	倉田 和 久	第14番委員	山路 和 弘
第5番委員	渡辺 好 章	第15番委員	小坂 倫 充
		第16番委員	岩野 悦 子
第7番委員	高橋 重 貴	第17番委員	小嶋 教 三
第8番委員	及川 宏 和	第18番委員	田口 敏
第9番委員	有住 寿 哉	第19番委員	高橋 正 則
第10番委員	高橋 義 隆	第20番委員	菊地 成 壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局 長	関口 潤
事務局 長 補 佐	高橋 真 一 郎
係 長	田尻 和 稔
主 事	巴 春 菜

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
報告第3号	農地法第4条第1項の規定による許可申請書の取下げについて
報告第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請書の取下げについて
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について
議案第3号	農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係 長	田尻 和 稔
主 事	巴 春 菜

- 議 長 只今から令和7年第1回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。  
時間 13時30分
- 議 長 6番松本隆委員から欠席の報告があります。  
只今の出席委員は、19名であります。  
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。
- 議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、議事録署名人には17番小嶋教三委員、18番田口敏委員を、書記には事務局を指名いたします。
- 議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。
- 議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長報告を求めます。  
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】  
報告が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——  
質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。
- 議 事 務 局 長 日程第4、報告第1号農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。  
事務局 説明を求めます。  
【事務局 朗読説明】  
説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 事 務 局 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。
- 議 事 務 局 長 日程第5、報告第2号農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知ついてを議題とします。  
事務局 説明を求めます。  
【事務局 朗読説明】  
説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 事 務 局 長 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 日程第 6、報告第 3 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書の取下げについて及び日程第 7、報告第 4 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の取下げについて、関連がありますので、一括して議題とします。

事務局 説明を求めます。

事務局 局長 【事務局 朗読説明】  
説明が終わりました。

第 19 番委員 これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

事務局 19 番高橋です。取下げ理由が事業計画変更するということですが、説明できるのであれば内容を説明してください。

事務局 19 番高橋委員のご質問にお答えします。事業計画の変更につきましては、令和 7 年 5 月施行の盛土規制法の関係で、農地面積は変更ありませんが、全体事業の面積の部分で変更が生じたため取り下げると聞いております。

議 長 他に質疑ございませんか。

第 12 番委員 12 番佐藤です。令和 6 年 1 月に農業委員会で許可相当の意見を付して県に進達したわけですが、まだ許可が下りてなかったという経緯について説明をお願いします。

事務局 12 番佐藤委員のご質問にお答えします。農地所有適格法人ではない [ ] が農地を所有していることを県から指摘を受け、調べたところ、宅地分譲で事業計画が出された面積よりも、実際に整備された面積が少なく残地が残ったまま、今日まで来たということです。今回その残地も含めて申請したところ農地が残っていたことが後から発覚し、その経緯やその後の対策等を詳細に [ ] に説明を求め、県とも今後の対策などの確認作業に時間を要したため、今現在まで許可が下りていないという経緯となりました。

議 長 他に質疑ございませんか。

第 19 番委員 農地所有適格法人ではないところが農地を取得したというお話ですが、この問題は今回だけではなく、今後も問題になってくると思うのですが、その辺についての考えをお聞かせください。

事務局 農地転用については、農地所有適格法人でなくても農地を取得できますが、その農地を残置として残したということが問題であります。農地を所有し続けるのは農地所有適格法人でなければなりません。

議 長 他に質疑ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、報告第 3 号及び報告第 4 号を終わります。

議 長 日程第 8、議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議についてを議題とします。

事務局 説明を求めます。

事務局 局長 【事務局 朗読説明】  
説明が終わりました。

ここで、番号4番の案件について、7番高橋重貴委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。

——7番委員退席——

議 長 これより、番号4番の案件について質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。  
討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。  
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
番号4番の案件について  
原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。  
——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。  
よって、本案件は原案のとおり決定しました。  
7番高橋重貴委員の入席を許します。  
——7番委員入席——

議 長 7番高橋重貴委員の案件については、原案のとおり決定しました。  
これより、番号1番から3番までの案件について、質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。  
討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。  
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。  
——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。  
よって、当案件は、許可することに決定しました。

議 長 日程第9、議案第2号金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。  
事務局 説明を求めます。

事務局 局長 【事務局 朗読説明】  
説明が終わりました。

ここで、利用権設定番号3番から4番の案件について、16番岩野悦子委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。

——16番委員退席——

- 議 長 これより、利用権設定番号3番から4番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。  
討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。  
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
利用権設定番号3番から4番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。  
——委員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。  
よって、本案件は原案のとおり決定しました。  
16番岩野悦子委員の入席を許します。  
——16番委員入席——
- 議 長 16番岩野悦子委員の案件については、原案のとおり決定しました。  
続いて、利用権設定番号5番から6番の案件について、8番及川宏和委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。  
——8番委員退席——
- 議 長 これより、利用権設定番号5番から6番の案件について質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。  
討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。  
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
利用権設定番号5番から6番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。  
——委員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。  
よって、本案件は原案のとおり決定しました。  
8番及川宏和委員の入席を許します。  
——8番委員入席——
- 議 長 8番及川宏和委員の案件については、原案のとおり決定しました。  
それでは、議案第2号の所有権移転並びに利用権設定番号1番から2番、7番から49番の案件について、質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。  
討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。  
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 議案第2号金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。  
 ——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。  
 よって、本案は、原案のとおり決定しました。

議 長 日程第10、議案第3号農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定についてを議題とします。  
 事務局説明を求めます。

事務局 局長 【事務局 朗読説明】  
 説明が終わりました。  
 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

第18番委員 18番田口です。農地中間管理機構を通した場合の手数料はどこを見ればわかるのでしょうか。

事務局 18番田口委員のご質問にお答えします。所有権移転の際は売買価格の2%、賃貸借の場合は賃借料の1%であります。ですので、今回の案件は手数料が加算された額となります。

第18番委員 18番田口です。所有者には手数料を含んだ金額が支払われるのですか。

事務局 18番田口委員のご質問にお答えします。所有者へは手数料が引かれた金額が支払われることとなります。

議 長 他に質疑ございませんか。  
 ——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。  
 討論に入ります。討論ございませんか。  
 ——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。  
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 議案第3号 農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について、原案のとおり作成要請することに賛成する委員の挙手を求めます。  
 ——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。  
 よって、本案は、原案のとおり農地中間管理機構に対して、促進計画の作成を要請することに決定しました。

議 長 これで、本日の日程は、全部終了いたしました。  
 令和7年第1回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さまでした。

時間 14時25分